

番 号	7-1	受付年月日	令和7年2月10日
件 名	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	陳 情 者	日本労働組合総連合会福島県連合会 南会津地区連合会 議長 佐藤 寛喜
紹介議員		付託委員会	

陳情全文

2025年2月10日

陳 情 書

只見町議会
議長 佐藤 孝義 様

住 所 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋
甲 4277-1
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会
南会津地区連合会
議長 佐藤 寛喜

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

2024春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定期昇給込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定期昇給込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

また、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

さらに、隣接する栃木県とは大きな金額格差があり、過疎化著しい南会津郡内からの労働人口流出のネックになっていることは、否定できません。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

1. 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演

説における２０２０年代に全国平均を１，５００円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

- ２．中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。
- ３．最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- ４．福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。